

みどり認定を受けた農業者は 農業改良資金が活用できます！

みどり認定とは、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用量低減や温室効果ガスの排出削減など、**環境負荷低減に取り組む農業者の活動計画**を、都道府県が認定するものです。

みどり認定を受けた農業者が環境負荷低減に取り組みながら「**収量・品質の向上**」や「**コスト・労働力の削減**」を目指す**新たな取組**(露地栽培からハウス栽培への転換やスマート農業技術の導入など)にチャレンジする際の融資制度があります。

対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた農業者

ポイント

都道府県知事による「貸付資格の認定」と「みどり認定」を同時に受けることが可能です

まずは「みどり認定を受けて農業改良資金を借りたい」ことを各都道府県庁(又は公庫支店)にご相談ください。

使途・支援内容

■ 農業改良措置を実施するために必要な資金

(農業生産用施設・機械等の改良・造成・取得、農地等の改良、農産物加工施設の改良・造成・取得など)

■ 借入限度額：(個人) 5,000万円、(法人・団体) 1億5,000万円

■ 借入金利： 無利子

■ 償還期間： 12年以内

【留意点】

- ・国の補助金を含む補助事業との併用はできません。
- ・ほかにも資金をご利用いただくための要件等があります。
- ・公庫による審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。

～資金の活用事例～



有機農業の生産拡大に
当たり、ハウスを整備。

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫
(以下「公庫」といいます。)

さらに！ みどり投資促進税制 も活用できます！！

認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備**を導入し、税務申告を行った場合、次の金額を**上乗せして償却**できます。
(機械など：取得価額×32%、機械と一体となった建物など：取得価額×16%)

税制特例の対象機械



堆肥散布機



水田用除草機

税制対象一覧
はこちら

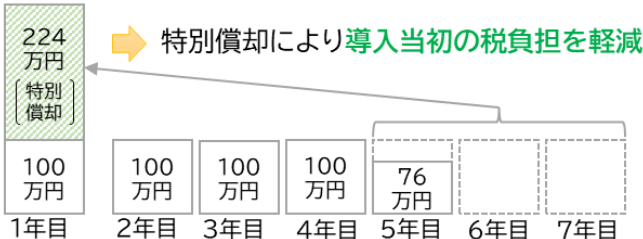


【留意点】

- ・税制対象一覧に掲載のない機械は税制の適用が受けられません。
- ・計画認定前に取得した機械等は税制の適用が受けられません。

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



農林水産省、公庫は、みどり認定者の取組を応援します！

お問い合わせ先：

(資金の利用について)最寄りの公庫の支店

(制度の内容、税制について)農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(TEL:03-6744-7186)